



Title	日本靈異記と本朝法華驗記
Author(s)	山根, 賢吉
Citation	語文. 1957, 19, p. 24-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68511
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本靈異記と本朝法華驗記

山根 賢吉

で、今便宜上、鈴本氏の対照表から抜粋して、両説話集の関係を考えることにしよう。

日本靈異記（以下靈異記と略称）と本朝法華驗記（以下法華驗記と略称）との直接関係は今まで自明のことと考えられて来たようと思ふ。例えば野村八良博士は「近古時代説話文学論」の中で「靈異記から直接系統を引いている法華驗記」と記されている。しかしながら靈異記のどの説話とどの説話が法華驗記に引用されているのかという点になると、先学の説は必ずしも一致しているとは云えない。嘗て鈴本仙三氏は「日本靈異記撰述年代考」（国語・第二巻第三号）に於て、かなり詳細な説話対照表を示されたが、それによれば靈異記と関係のある法華驗記の説話数は十話である。この場合、鈴本氏は法華驗記が靈異記を引用していることをもって、靈異記撰述年代決定の一根據としておられるのであるから、この十話は直接関係あるものと解される。また武田祐吉博士の「日本靈異記」（日本古典全書）の頭註によれば八話となり。板橋倫行氏の「日本靈異記」（角川文庫）の脚註では七話に減じている。武田博士や板橋氏は「引用 法華驗記上」或は「法華驗記上に引用」という風に、法華驗記の卷名のみを示して、その説話番号は明記しておられないの

靈異記	法華驗記	備 考
上の 19	上の 31(註)	(國名・人名小異あり。鈴本氏)
中の 6	下の 96	法華驗記の説話末に「出靈異記矣」とある。
中の 7	下の 105	法華驗記の説話末に「出靈異記」とある。
中の 12	上の 2	
中の 15	下の 106	
下の 1	123	
下の 6	10	
下の 13	13	
下の 19	108	
下の 13	106	法華驗記の説話末に「見靈異記」とある。
下の 10	10	法華驗記の説話末に「見靈異記矣」とある。
下の 8	8	法華驗記の説話末に「出靈異記」とある。
下の 6	6	法華驗記の説話末に「出靈異記」とある。
下の 1	1	法華驗記の説話末に「出靈異記」とある。

右の表の備考欄に示したように、法華驗記の中には、「出靈異記」とか「見靈異記」とかの文字を説話末に記したものと、そうでない

ものとがある。先ず後者から検討を加えることにしたい。

II

靈異記上の18と法華驗記上の31について、鈴木氏が「國名・人名小異あり」と註記せられたところであるが、両説話の地名・人名は一も一致するものがない。例えば一方に「伊豫國別郡」とあれば他方には「播磨國加茂郡（古カ）」とあり、更に表現上からも両説話が直接関係があれば他方は「惠增」とあり、更に表現上からも両説話が直接関係ありとする確証は認め難い。

次に靈異記中の7と法華驗記上の2についてであるが、法華驗記のこの説話は殆ど忠実に日本往生極樂記の行基の説話を写しているのであって、これまた靈異記と直接関係があるとは云えない。

然らば靈異記中の12と法華驗記下の123はどうであろうか。これは何れも有名な蟹の話であるが、地名の点について云えば、靈異記は「山背國紀伊郡」とあるに対し法華驗記は「山城國久世郡」となっている。また靈異記には「紀伊郡深長寺」にあった「行基」のことが見えるが、法華驗記にはそれに相当するものは全くなない。年代に於ても靈異記は「聖武天皇代」としているが、法華驗記にはその記載がない。そして両者の最も大きな相違は靈異記が蟹の報恩譚であるに対し、他方はそれを更に蟹満多寺の縁起譚へと轉換していることである。これを後者の改作と断することはあまりに早計である。

靈異記下の1と法華驗記上の13との関係も以上のものと変りはない。靈異記下の1は二説話を複合したものであるが、構成の上から見て法華驗記上の13に近いのはその後半の説話をである。しかしこれ

とて一致する固有名詞は見当らない。たゞ表現上次のようにやゝ類似した部分がある（なお靈異記の本文はすべて抜粋本により、法華驗記は続群書類從本によった）。

見之者、有一觸體、歷久日曝。其舌不爛、而生著有。（靈異記）

明朝見有死骸骨。身體全連。更不分散。青苔纏身。逕多年月見觸體。其口中有舌。赤鮮不損。（法華驗記）

しかしこの程度の類似をもつて、両者に直接関係があるとすることはおよそ不可能であろう。

ところが靈異記下の19と法華驗記下の98になると、以上の諸説話とはよほど趣を異にする。先ず地名の点では両者の相違は次のようである。

（靈 異 記） （法 華 驗 記）

（1） 豊前國宇佐郡之矢羽田大神寺
（2） 肥後國八代郡豐服鄉
（3） 豊前國宇佐郡之矢羽田大神寺
（4） 豊前國宇佐大神宮寺

（1） 豊前國宇佐郡之矢羽田大神寺
（2） 豊前國宇佐大神宮寺

このように法華驗記の地名は靈異記のそれと根本的に異なるものはない。しかるに人名に於ては、靈異記に「豊服広公」とあるが法華驗記にはなく、年代に於ても前者に「寶龜二年辛亥冬十一月十五日寅時」とあるのに、後者は「勝寶二年十一月十五日寅時」となっている。もとより年代の方は何れかに誤写があると考えられなくはない。なお表現はおむね一致するが微細に検討すれば次のようないくつかの相違が認められる。

（靈 異 記） （法 華 驗 記）
（1） 其姿卵如
（2） 頭頸成合、異人無頤
（3） 見其形狀。猶如明月
（4）

(ナシ)	愚俗皆之、號曰猴聖	面貌端正。見者寵愛
(ナシ)	世間見者。皆生尊重。號曰聖人	是、靈異記下の19から法華驗記下の98に至るその中間に位するものであつて、法華驗記は直接三宝絵によつたものと考えられる。
(ナシ)	神人自空降、以杵將業僧。僧恐叫終死也	從空中降鬼神手。不見形體。
(ナシ)	任彼坐紫國府大國師之時、寶龜七八箇年比頃因舉偈問之	斂割兩僧頭面鼻口。其僧不幾死已竟
(ナシ)	抑就所說經。有小分疑。今須申上。當明愚昧。於華嚴偈問難	次に法華驗記の説話末に「見靈異記」或は「出靈異記」と記されている五説話について考察をすゝめることにしよう。
(1)	先ず靈異記上の19と法華驗記下の96について、前者にある一節が後者に見えない場合がある。即ち靈異記に「姓名未詳也。常作基為宗」とある一節や「故僕己口」以下「沙弥者遍猶負」に至る数十字は、法華驗記には全く見当らない。その反面法華驗記に「見聞人大恐怖驚」以下「沙弥往醫師家」まで、或は「口彌略增」以下「後世受苦不可勝計」までの部分は靈異記に見えない。ところがこれと同様の説話が三宝絵にも收められていて、「姓名未詳也。常作基為宗」に相当するものなく、他はおおむね靈異記に近いが、「醫師ヨビテ」の一句が見えていて、これまで靈異記と法華驗記との間に介在するものであることを示している。	致する。これを要するに三宝絵中巻の「肥後國シ、ムラニ」の説話
(2)	靈異記中の6と法華驗記下の105についても、次のようないかなる相違は法華驗記の撰者鎮源の改作であると一応考えることも出来ようが、両説話集中間に位する三宝絵を無視することは出来ない。果せるかな三宝絵にはこれと同一の説話が收められていて、しかも右の(1)に当る部分が「ソノカタチヲミレバ明月ノゴトシ」とある。更に(2)に相当する部分はなく、(3)は「其形人ニスグレテ」とあり、(5)は「アヤシキ人ソラヨリ來テ手ヲモテ二人ノ僧ヲ斂割イクバクナラズシテモニ死ヌ」と見え、(7)は「抑説給經ノ文ニツイテスコブルウタガヒアリスベカラクアゲ申テオボシカナサラアキラメト云テ花巖經ノ偈ヲイタシテ問」とある。これらは何れも法華驗記の表現に近いこと云うまでもないであろう。たゞ三宝絵の(4)の部分は靈異記に近く、(6)は「其後寶龜八年ノホド」とのみあって、靈異記の文章を省略した形をとっている。なお先に挙げた地名の点では、三宝絵は(1)に相当するのみ靈異記に一致するが、(2)は「此國ノ國分寺」(3)は「豊前國宇佐大神宮」とあって殆ど法華驗記に一	は、靈異記下の19から法華驗記下の98に至るその中間に位するものであつて、法華驗記は直接三宝絵によつたものと考えられる。

面貌端正。見者寵愛
世間見者。皆生尊重。號曰聖人
從空中降鬼神手。不見形體。
斂割兩僧頭面鼻口。其僧不幾死已竟

三

次に法華驗記の説話末に「見靈異記」或は「出靈異記」と記されている五説話について考察をすゝめることにしよう。

先ず靈異記上の19と法華驗記下の96について、前者にある一節が後者に見えない場合がある。即ち靈異記に「姓名未詳也。常作基為宗」とある一節や「故僕己口」以下「沙弥者遍猶負」に至る数十字は、法華驗記には全く見当らない。その反面法華驗記に「見聞人大恐怖驚」以下「沙弥往醫師家」まで、或は「口彌略增」以下「後世受苦不可勝計」までの部分は靈異記に見えない。ところがこれと同様の説話が三宝絵にも收められていて、「姓名未詳也。常作基為宗」に相当するものなく、他はおおむね靈異記に近いが、「醫師ヨビテ」の一句が見えていて、これまで靈異記と法華驗記との間に介在するものであることを示している。

靈異記中の6と法華驗記下の105についても、次のようないかなる相違は法華驗記の撰者鎮源の改作であると一応考えることも出来ようが、両説話集中間に位する三宝絵を無視することは出来ない。果せるかな三宝絵にはこれと同一の説話が收められていて、しかも右の(1)に当る部分が「ソノカタチヲミレバ明月ノゴトシ」とある。更に(2)に相当する部分はなく、(3)は「其形人ニスグレテ」とあり、(5)は「アヤシキ人ソラヨリ來テ手ヲモテ二人ノ僧ヲ斂割イクバクナラズシテモニ死ヌ」と見え、(7)は「抑説給經ノ文ニツイテスコブルウタガヒアリスベカラクアゲ申テオボシカナサラアキラメト云テ花巖經ノ偈ヲイタシテ問」とある。これらは何れも法華驗記の表現に近いこと云うまでもないであろう。たゞ三宝絵の(4)の部分は靈異記に近く、(6)は「其後寶龜八年ノホド」とのみあって、靈異記の文章を省略した形をとっている。なお先に挙げた地名の点では、三宝絵は(1)に相当するのみ靈異記に一致するが、(2)は「此國ノ國分寺」(3)は「豊前國宇佐大神宮」とあって殆ど法華驗記に一

(3)

(靈異記)

(法華驗記)

(ナシ)

(1)

為納大乘遣使四方

(ナシ)

(2)

諾葉京

(ナシ)

(3)

又新故二經。雙入一箱。雖入新經。不入故經

る語句はあるが、また一方(3)に相当する「人（前田本・東大寺切又）二ノ經ヲナラベテ一ハコニ入レバフルキハイラズアタラシキハイル」の一節があつて、これは法華驗記に非常に近い表現である。恐らくこの場合も法華驗記は靈異記によることなく、三宝絵から引用したものであろう。

靈異記中の15と法華驗記下の16の場合になると更に多くの相違点がある。左にその主なるものあげてみよう。

(靈異記)

同郡御谷之里

以盟之曰、請於我願有緣之師、

欲所濟度

有伎戯人、剃髮懸繩以爲袈裟。

雖爲然猶曾不覺知

赤牝牛

(ナシ)

黃班牛

(ナシ)

喚牝

曾不知、今我奉免

往古已後、莫過斯奇

(7) (6)

(5) (4)

(3)

(2) (1)

(8)

く法華驗記に近い。右の(1)に於て觀智院本三宝絵は「同郡ノ益志郷」とあって、靈異記にも法華驗記にも一致しない。しかし東大寺切に「おなじきこほりのさと」とあるのは注目すべきであろう。(2)は「講師ヲモトメニヤル」とあり、(3)に相当する語句はなく、(4)は「アメナルメ牛」とあり、(5)は「鄙身甚ラロカニシテモトヨリサトリモナシ仏ニ申經ヲ説ベキ事ヲモシラズ」と見え、(6)は「宅ニカヘルアメナル牛來テ堂内ニボリキテ」とあり、(7)は「マコトニ我ザラニシラザリケリ年来クルシメツカヒタテマツリケル我心ノヲロカニカナシクモアルカナ今日ヨリノチハイタハリヤンナヒタマツリテナガトクモアルカナ今日ヨリノチハイタハリヤンナヒタマツリテナガクツカヒタテマツル事ヲトムベシトナキカナシブ」と長文の一節がある。これらは何れも法華驗記の表現に近い。たゞ(8)に当る部分は「昔ヨリコノカタイマダカクノゴトクノ事ナシ」とあって、これは靈異記に近い。従つてこの説話に於ても、三宝絵は靈異記から法華驗記に至る中間に位すべきものと云い得るであろう。

次に靈異記下の6と法華驗記上の10について、前者は人名を明記していないのに拘らず後者は「広恩」と記され、また前者に於ては弟子と童子は同一人と考えられるに対し、後者は明らかに別人である。この外次のような主なる相違が見られる。

(靈異記)

(法華驗記)

(1)

念欲食魚、語弟子言、我欲歎

魚、汝求養我。弟子受師語

弟弟子難言。大師疲勞。既煩重

病。不加療治病忽難愈。及死

門歟。扶身修道。如來所說也。

勸即聽許之

三宝絵にはやはりこれと同じ説話があつて、その表現はいちじるし

(4)	(3)	(2)	(1)		(3)	(2)
日光照被及也。穴開通廣方二 遙見虛空。廣三尺計	須臾且待。可相助汝。作是語 已	先年	圖繪觀音像、寫經 (靈異記)	(法華驗記)	市中 童子心中發此念願。我師年來 持法華經。此魚變經。隱大師 耻不食其魚	大和國內市邊 (ナシ)
マツリ給法花一乘我ヲタスケ給へ師ニ恥ミセ給ナト念ズ」とあり、 (4)は「クハスナリヌ」とあって何れも法華驗記に近く、こゝに於て も法華驗記が三宝絵によつていることを示している。たゞ「広恩」 といふ人名が法華驗記のみに見えるので、或は三宝絵以外のものを 參照したかも知れない。	最後に靈異記下の13と法華驗記下の108の主な相違を示そう。	右に挙げた(1)(4)などは靈異記と法華驗記ではまるで反対になつてゐるわけである。この説話もまた三宝絵に收められている。三宝絵は先に記した人名の点では靈異記同様明記していないが、弟子と童子は明らかに別人であり、右の(1)の部分は「弟子ノ僧大師ニ申身ツカレ給テ病スデニオモクナリ給タリ又身ヲタスケテ道ヲオコナフハ佛ノ説給所也病僧ニハユルシ給ナリ売ヲカフハツミカロカナリ心ミニヲ魚ヲマイレトイネムコロニスムレバナニカハトイフ」となつており、(2)は「市ノ中」(3)は「心中ニ発願ス我師ノ年來ヨミタテ	市中 童子心中發此念願。我師年來 持法華經。此魚變經。隱大師 耻不食其魚	市中 童子心中發此念願。我師年來 持法華經。此魚變經。隱大師 耻不食其魚	近隣人四十余人 (ナシ)	市中 童子心中發此念願。我師年來 持法華經。此魚變經。隱大師 耻不食其魚
四	以上いさゝか煩難にわたつたが、鈴本氏の挙げられた十説話のうち四説話は直接関係を認め難く、法華驗記の他の六説話は靈異記を直接引用したと一応は考えられるのであるが、両者の相違を検討してみると以外にも三宝絵に近いことが判明した。従つて法華驗記の撰者は靈異記によることなく、三宝絵によつてこの六話を記したものと思われる。この推定は更に次のような事実によつて裏づけ得るであろう。即ち法華驗記の右の六説話のうち五説話までが説話末に「出靈異記」「見靈異記」とあって、これらの文字がそれ／＼の原拠となつたと思われる三宝絵の説話末に見える「靈異記ニシルセリ」とか「靈異記ニ見タリ」とかあるのを写したものと考えて何等矛	同様の説話は、「美作国採鐵山人」として三宝絵にある。三宝絵の(1)は「佛ヲカキ經ヲウツシテ」となっている。法華驗記の「圖寫佛經」は誤写又は誤植ではなかろうか。「圖寫佛經」とあるべきであろう。この推定にして正しいとすれば勿論三宝絵に一致する。 三宝絵の(2)は「昔」、(4)は「ソラアラハニミニヒロサ三尺余」とあって法華驗記に近く、(3)(6)に相当するものはない。(5)は「村人卅余人」とあって數は靈異記に一致する。但し(5)の場合、法華驗記の「四十」は或は誤写とも考え得る。「卅」を「」と誤ることは稀なことではない。かくの如く法華驗記はこの説話に於ても三宝絵の表現に近いのである。	卅餘人 (ナシ)	卅餘人 (ナシ)	尺餘 (ナシ)	近隣人四十余人 (ナシ)

盾を生じない事実である。むしろこの場合、法華験記の「出靈異記」或は「見靈異記」の文字こそは、靈異記に直接よることなく、三宝絵からの孫引であることを雄弁に物語っているようと思われる。

なお法華験記冒頭の聖德太子の説話は大部分日本往生極楽記によつたものであるが、最後に太子の御名を記している部分があつて、これは日本往生極楽記には見当らないところである。この部分は靈異記上の4及び三宝絵に記されているが、太子の三つの御名の書き方及び表現の上よりして、法華験記は三宝絵に近い。恐らくこの部分にも三宝絵を引用しているのであろう。

(註) 鈴本氏の対照表には「上の41」とあるが41はすでに中巻に入り、しかも到底靈異記上の18とは関連を見出しえないので「41」を「31」の誤植と考え、私見により訂正したことをおことわりしたい。

——大阪大学大学院 学生——

